

きれいな空気の亀岡市を子ども達へ

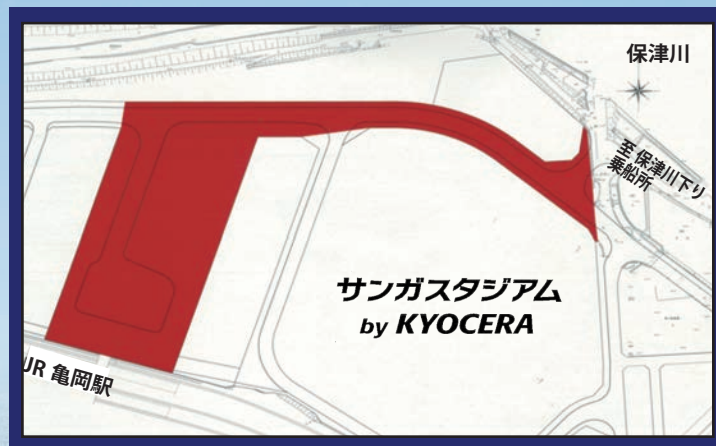
路上喫煙禁止区域を 追加指定しました。



サンガスタジアム by KYOCERA (府立京都スタジアム)が完成し、亀岡駅北側には今後多数の往来が見込まれるため、北側を路上喫煙禁止区域として指定し、受動喫煙防止及び歩きタバコによる火傷などを防止し安全・安心なまちづくりを進めます。

JR 亀岡駅北周辺区域

部分が路上喫煙禁止区域です



令和2年1月6日告示

亀岡市路上喫煙の規制に関する条例では
亀岡市内全域で路上喫煙をしないよう努力する義務を課しております。

● 路上喫煙とは

道路その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く）において、たばこを吸うことまたは火のついたたばこを所持することをいいます。

● 過料の徴収規定を設けています。

禁止区域内での喫煙者には喫煙を中止するように指導し、中止しない場合は書面で過料 1,000 円を科す手続きを行います。

亀岡市

路上喫煙はやめましょう！

喫煙はマナーを守って決められた場所で行いましょう。

なぜ「路上喫煙」はいけないの？

屋外の公共の場所では、喫煙者が注意を払っても、周りの人の身体や衣服などにタバコの火が当たってしまうことがあります。また、タバコをもつ手は子どもの顔あたりに位置するため、子どもにとっても大変危険です。

また「望まない受動喫煙」をなくすため、条例では市内全域を「路上喫煙」しないよう努力する義務を課しています。



灰皿のある場所での喫煙は、いいの？

道路や土地などの管理者が設置している灰皿での喫煙は「路上喫煙」にはなりません。

これらの喫煙場所であっても、喫煙するときに、周りの人の迷惑にならないように気をつけましょう。

加熱式たばこは対象なの？

他者への火傷の被害の恐れがないこと、ニコチン等の吐出があるものの健康への影響が明らかでないことから条例の対象としていませんが、路上での喫煙はご遠慮ください。

*「加熱式たばこ」とは、たばこの葉を電気で加熱し、そこから出る蒸気を吸いこむたばこです。

既指定の路上喫煙禁止区域

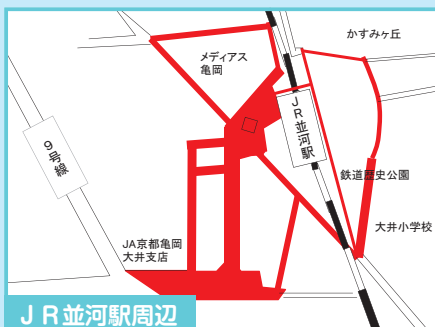
ご協力をよろしくお願いします



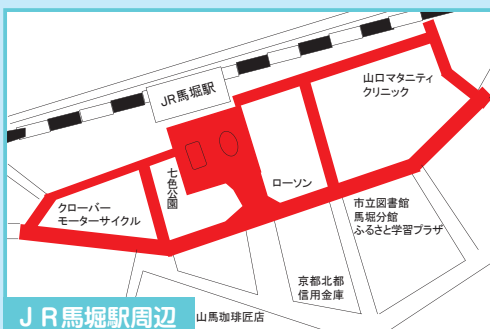
J R 亀岡駅周辺



J R 千代川駅周辺



J R 並河駅周辺



J R 馬場駅周辺



トロッコ亀岡駅周辺



吸い殻のポイ捨てはやめましょう。

受動喫煙を防止するために、これらの区域以外でも路上喫煙をしないようにしましょう！

亀岡市健康福祉部健康増進課 ☎25-5004